

セ ボ ネ

セ
タ
ガ
ヤ

ボ
ラ
ン
テ
ィ
ア

ネ
ト
ワ
ー
ク



SETAGAYA VOLUNTEER NETWORK

世田谷発! ボランティア生活発見マガジン
<http://www.otagaisama.or.jp/>

2016.7 No.147

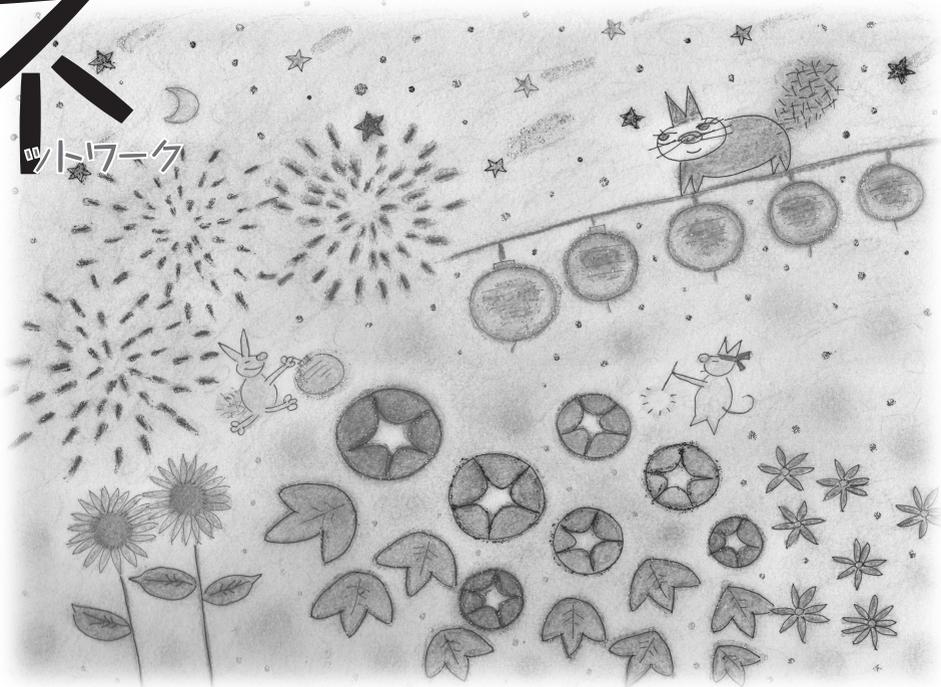
今月のトピック

特集●

NPO相談、はじめました

◎せたがや災害ボランティアセンターレポート

キラリ世田谷人 ● 庄野 真代さん



イラストレーション●ももやまあんじゅ
「自由・自然・空想」をテーマに、心に思う
我流の絵を描いています。
ブログ <http://ameblo.jp/an-momoyama>
ホームページ <http://anju-momoyama.com/>

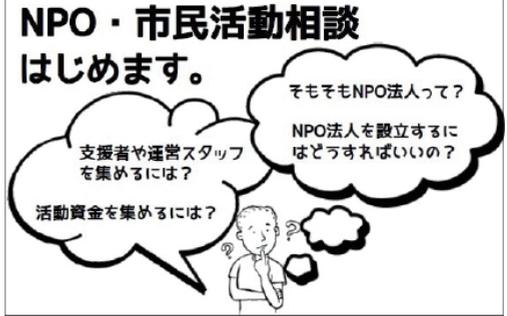
●わたしの世田谷

7月の東京は、お盆。昔、祖母と家族で住んでいた家で、迎え火をした思い出があります。今でもこの世田谷で、その風習を見かけることがあり、懐かしくも風情を感じます。

NPO相談、はじめました

「すごくいい活動だから、NPO法人にしたら？」と人から勧められたり、「知り合いがNPOで活動している」と聞いた」など、「NPOという言葉を最近よく聞くようになったけど、実はよく分からない」という人も多いのではないのでしょうか。

世田谷ボランティア協会では5月から「NPO・市民活動相談」を始め、市民活動団体・NPO法人の設立・運営に関する相談にも応じています。その内容や背景についてご紹介します。



PRちらしより抜粋

市民活動が活発な世田谷

世田谷区では1970年代から、障害者の自立運動やプレーパークの開園、雑居まっりの開催など、福祉分野を中心に個人のボランティア活動が盛んに行われてきました。これらの活動に対する支援のしくみとして、「ボランティアの活動拠点が必要だ」という声から1981年に世田谷ボランティア協会が誕生しました。

さまざまな活動がより活発になるなかで、住民が主体となったまちづくりをすすめるために、市民活動に対する資金支援・運営支援を目的とした世田谷まちづくりファンドや、旧・世田谷区都市整備公社まちづくりセンター（現・世田谷トラストまちづくり）が1992年に設立されました。

その後、阪神淡路大震災を契機としてボランティアや市民活動に対する社会的な関心が高まり、1998年に特定非営利活動促進

法（通称NPO法）が施行され、法人格を持つNPO団体が登場。2016年現在、全国では約5万団体あり、そのうち世田谷区では500団体を越えるNPO法人が活動しており、法人格をもたない多くの任意団体もさまざまな分野で活躍しています。こうした歴史的背景もあり、世田谷区では市民活動・NPOに対する支援は、福祉・まちづくり・芸術文化・男女共同参画など、さまざまな活動分野で行われてきたのが特徴です。

世田谷ボランティア協会ではこれまで個人のボランティア相談やコーディネートのほか、ボランティアグループ・団体の立ち上げや運営に関する相談に応じてきました。そのノウハウや経験をもとに、世田谷区市民活動・生涯現役推進課から委託をうけて、NPO法人の設立や運営も含めたNPO・市民活動全般に関する基礎的な相談にも対応することになりました。

【参考】内閣府NPOホームページ
<http://www.npo-homepage.go.jp/>

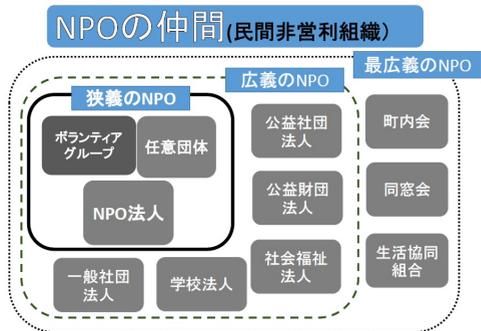
全国のNPO法人の情報や、NPO法人に関する支援施策等がみられます。

NPOに関するよくある質問

「NPO・市民活動相談」の窓口で、NPOに関してよくある質問をまとめてみました。

①NPOって何？ ボランティアとNPOの違いは？

NPOとは「Non-Profit-Organization」の略で、「非営利組織」のことをさします。市民による自発的な、営利を目的としない、社会的使命をもった組織ともいわ



れ、法人格の有無を問いません。NPO法人だけでなく、ボランティアグループや任意団体も含めた民間非営利組織のことをNPOと呼ぶことが一般的になっています。

また、「ボランティア」が個人として活動に参加する側であるのに対して、「NPO」は組織を指し、団体としてボランティアの参加する場をつくる側とも言えます。

②「非営利」ってどういうこと？ お金を稼いではいけないの？

「非営利」とは事業で生まれたもうけ(剰余金)を役員や会員等に分配しないことを指し、お金を稼いではいけないという意味ではありません。NPOが事業を継続していくためには事業収入などの収益が必要となり、それを分配せずに、次の事業に使っていきま

NPO職員は団体の経費であり利益の分配には当たりません。これを「非営利性」と言い

ます。

③NPO法人を設立することのメリットと義務は？

法人格を得ることのメリットは、社会的な信用や責任ある主体として事業の継続性が担保されます。また、契約の主体が団体になり、資産管理や事業の受託が可能になります。さらに、認定NPO法人制度があり、一定の要件を満たして所轄庁から認定されると、税制上の優遇措置を受けることが可能になります。

その一方で、NPO法人は会計の原則による会計管理や税務申告、情報公開義務があるほか、定款にそって会員組織として理事会や総会での決定が必須になり、任意団体に比べて素早い意思決定がしにくくなる面もあります。法人設立後も毎年、事業年度が終了して3ヶ月以内に、事業報告書などの書類を所轄庁(東京都)へ提出しなければなりません。

【参考】東京都NPO法人ポータルサイト
<http://www.npo.metro.tokyo.jp/>
東京都のNPO法人の情報をみることができます。

④ NPO 法人を設立するのに必要なことは？

大まかに言えば、NPO 法に定められた20種類の分野からのような非営利活動を行うかを決め、10人以上の社員（正会員と呼ぶことが多い）を集めて、最低4人の役員（理事・監事）を選び、定款に沿ってNPO 法に則った活動ができればOKです。NPO 法人は設立に費用がかからない点が大きいため特徴でもあり、資本金がゼロでも設立することができます。

ただし、申請書類を所轄庁である東京都の担当窓口に出してから認証書が手元に届くまで4ヶ月ほどかかります。申請前の書類の準備や設立総会等も含めるとそれ以上かかることもあります。

また、NPO 法人を設立するにはNPO 法に定められた要件を満たして手続きすれば認証を受けることができます。NPO 法人の認証は団体の活動内容を評価するものではありません。

これから活動始める方へ

今年5月から始まった「NPO・市民活動相談」は、現在活動中の人だけでなく、これから新しく活動を始めた人にも活用していただけの相談窓口です。個別相談のほかに、「NPO 法人設立ガイドンス」などのセミナーも随時に開催していきます。

その第1弾として、6月10日に世田谷ボランティアセンターで「NPO 法人設立ガイドランス」を実施しました。東京ボランティア・市民活動センターの森玲子さんを講師にお招きして、NPO とは何か、法人化の意義、法人設立の流れなど、初心者にもわかりやすく基本から説明していただきました。

まだ具体的にNPO 法人を設立しようという段階ではないけれど、NPO に関心があるという方が多く参加していました。森さんからは「いきなりNPO 法人を設



20名以上が参加し、NPO への関心の高さがうかがえた

立しなくても、まずは任意団体として活動を始めることもできるので、自分たちのやろうとしている活動はいま本当に法人格が必要かどうか、よく検討して方法を選択することが重要です」とアドバイスがありました。

風通しのよい運営を

実際の団体はどのような思いで活動しているのでしょうか。野沢3丁目にある「のざわテットーひらば」は乳幼児を中心とした遊び



バザーのあとのお疲れさま～！のひとコマ
(のざわテットーひろばのブログより)

場で、NPO法人「野沢3丁目遊
び場づくりの会」が運営していま
す。2002年に任意団体として
活動をはじめ、2010年にNPO
法人化しました。初代代表をつ
とめた池田栄子さんは、「任意団
体で活動してもNPO法人で活動
しても基本的な中身は変わりませ
ん」と言います。法人化する前か
ら、誰に対してもきちんと説明で
きるよう会計や運営をしっかりと
行い、公表していくことが地域の
理解につながったといいます。ま
た、代表は数年ごとに交代し、現

代表は5代目。いろいろな人がか
かわれるしくみも風通しをよくし
ているのかもしれない。

任意団体とNPO法人の大きな
違いは社会的信用が違うこととい
われますが、「任意団体であつて
も、社会的に信用されない団体で
は意味がない。自分たちの好き勝
手に活動するのではなく、責任を
もつてやつていく自覚が必要です
よね」と池田さんは話します。

事業を安定的に継続していくた
めには、資金確保も欠かせません。
池田さんたちは任意団体のときか
ら世田谷まちづくりファンドや世
田谷区社会福祉協議会の助成金な
どをうまく活用しながら、活動を
広げてきました。世田谷区内には
複数の中間支援機関があるので、
それぞれの特性を活かした支援を
活用することができます。

NPO相談をご活用ください

これから何か活動してみたい！

という方や、すでに活動してい
てお悩みのある方は、ぜひ世田谷
ボランティア協会で行っている「N
PO・市民活動相談」をご活用
ください。相談は無料です。

NPO法人の運営にかかわる税
務や労務など、より専門的な内容
の相談は専門家や外部機関をご紹
介することもありますが、まずは
窓口にお問い合わせください。(面
談は事前予約制)

*個別相談・お問合せは世田谷
ボランティアセンターへ。
電話03・5712・5101

火・金曜日10時～22時、土・日
曜日は18時まで(月曜・祝日休
)*基礎的な問合せは各ボランティア
アドバイザーでも応じています。

各相談窓口の連絡先は、巻末
16ページをご覧ください。
月・土曜日 10時～17時(日曜・

祝日休)

(編集委員 市川 徹/事務局
宮崎)